

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

佐賀県小城市教育委員会

公表日

令和5年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	就学援助に関する事務	
②事務の概要	就学援助は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に要する費用の援助を行うもので、児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずる恐れのある疫病で学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)で定めるもの(①トラコーマ及び結膜炎、②白癬、疥癬及び膿痂疹、③中耳炎、④慢性副鼻腔炎及びアデノイド、⑤齲齒、⑥寄生虫病(虫卵保有を含む。))にかかり、学校において治療の指示を受けた時は、その疾病の治療に要する費用について必要な援助を行う。	
③システムの名称	中間サーバシステム	
2. 特定個人情報ファイル名		
就学援助支給情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 別表第二 38の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条 【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	教育総務課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	教育総務課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	教育総務課 TEL 0952-37-6130	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	担当部署の変更	学校教育課	教育総務課	事後	機構改革
	担当部署の所属長の変更	学校教育課長 本村正信	教育総務課長 山口俊幸	事後	機構改革
平成28年1月1日	法令上の根拠の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第2項 別表第一 第27号 学校保健安全法施行令 第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第2項 別表第一 第27号、学校保健安全法施行令 第10条 小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成29年4月1日	担当部署 所属長の変更	教育総務課長 山口俊幸	教育総務課長 麻生義之	事後	
平成29年6月12日	評価書名の変更	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務 基礎項目評価書	就学援助に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成29年6月12日	1)①事務の名称の変更	準要保護(就学援助)に関する事務	就学援助に関する事務	事前	
令和1年6月26日	I-3 法令上の根拠の変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第2項 別表第一 第27号、学校保健安全法施行令 第10条 小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 27の項、学校保健安全法施行令 第10条 番号法第9条第2項、小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条第1項 別表第3 1の項	事後	
令和1年6月26日	I-4-② 法令上の根拠の変更	(照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 第38号 (提供の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 第26号、第87号	(提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項	事後	
令和2年12月17日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年12月17日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年12月17日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年12月17日	I-1-② 事務の概要の変更	就学援助は、学校保健安全法(昭和33年法律第26号)に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に要する費用の援助を行うもので、児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずる恐れのある疫病で学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)で定めるもの(①トラコーマ及び結膜炎、②白癬、疥癬及び膿疱疹、③中耳炎、④慢性副鼻腔炎及びアデノイド、⑤細菌、⑥寄生虫病(虫卵保有を含む。))にかかり、学校において治療の支持を受けた時は、その疾病の治療に要する費用について必要な援助を行う	就学援助は、学校保健安全法(昭和33年法律第26号)に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に要する費用の援助を行うもので、児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずる恐れのある疫病で学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)で定めるもの(①トラコーマ及び結膜炎、②白癬、疥癬及び膿疱疹、③中耳炎、④慢性副鼻腔炎及びアデノイド、⑤細菌、⑥寄生虫病(虫卵保有を含む。))にかかり、学校において治療の指示を受けた時は、その疾病の治療に要する費用について必要な援助を行う。	事後	
令和2年12月17日	I-3 法令上の根拠の変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 27の項 番号法第9条第2項、小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条第1項 別表第3 1の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 27の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条	事後	
令和2年12月17日	I-4-② 法令上の根拠の変更	(提供の根拠)番号法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 38の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	事後	
令和2年12月17日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か の変更	-	十分である	事後	
令和5年8月15日	I-3 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 27の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条	事後	
令和5年11月30日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 38の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 別表第二 38の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	事後	
令和5年11月30日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	